

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

規 則	ページ
北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】	5 6 4
北九州市モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則 【産業経済局事業部競艇事務所】	5 6 5
公 告	
特定調達契約の締結【契約室契約課】	5 6 7
特定調達契約の落札者の決定（3 件）【契約室契約課】	5 6 8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

職員をして現金支払をさせるため、必要な限度を超えない範囲において、その資金を前渡することができる経費に、土地収用法の規定による収用又は使用の裁決に係る補償金、加算金及び過怠金を追加することにしました。

この規則は、平成24年3月21日から施行することにしました。

◇北九州市モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

- 1 指定端末方式及びウェブ方式による電話投票契約の加入者について、認証番号等を定めることにしました。
- 2 電話投票による舟券の発売において、加入者に対して当該発売に係る契約番号の通知等を行うことにしました。
- 3 一部の競走において、競走が開催される日の前日から特別無担保方式の加入者による電話投票に係る舟券を発売することにしました。
- 4 外国人登録法の廃止に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、1から3までについては平成24年3月22日から、4については同年7月9日から施行することにしました。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項各号列記以外の部分中「これを」を「以下」に改め、同項第11号中「により貸付ける」を「の規定により貸し付ける」に改め、同項に次の1号を加える。

（25） 土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による収用又は使用の裁決に係る補償金、加算金及び過怠金

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第8号

北九州市モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

北九州市モーターボート競走電話投票実施規則（平成6年北九州市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「（外国人にあっては、登録原票記載事項証明書）」を削る。

第6条第1項中「加入者番号」の次に「（指定端末方式を利用する加入者にあつては、加入者番号及び認証番号（個々の加入者を識別するための符号をいう。以下同じ。））」を加え、同条第2項中「、加入者識別用符号（個々の加入者を識別するための符号をいう。以下同じ。）」を削り、「自己の」の次に「暗証番号及び」を加える。

第12条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「（プッシュホン方式及び指定端末方式の加入者に限る。）」を削り、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 認証番号（指定端末方式の加入者に限る。）

第12条中第7号を削り、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条中「以下「実施日」を「特別無担保方式にあつては、市長が指定する当該競走が実施される日の前日を含む。以下「発売日」に改める。

第17条第1項及び第2項中「実施日」を「発売日」に改め、同条第3項中「実施日」を「発売日」に改め、「合計額」の次に「と当該競走が実施される日の前日に発売される舟券（以下「前日発売舟券」という。）に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額」を加え、同条第4項中「実施日」を「発売日」に改め、「金額の合計額」の次に「と前日発売舟券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額」を加え、同条第5項中「実施日」を「発売日」に改める。

第18条中「競走日」を「競走のうち」に改める。

第19条第1項中「付した受付番号を加入者に通知し、その確認を得た後に、直ちに舟券を発売する」を「契約番号を付し、直ちに加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行う」に改め、同条第2項中「加入者番号」の次に「、認証番号」を加え、「受付番号を付した後に、直ちに舟券を発売する」を「契約番号を付し、直ちに加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行

う」に改め、同条第3項中「加入者識別用符号及び認証用パスワード」を「加入者番号、認証用パスワード及び暗証番号」に、「受付番号を付した後に、直ちに舟券を発売する」を「契約番号を付し、直ちに加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行う」に改める。

第23条中「受付番号を確認した」を「舟券が発売された」に、「舟券の購入若しくは購入予約」を「購入した舟券」に改め、「ポート番号」の次に「若しくは連勝式番号の組」を加える。

第27条第2項中「当該競走の日」を「発売日」に改める。

第28条第1項ただし書中「ただし、」の次に「有担保方式及び無担保方式にあっては」を加え、「又は指定金融機関」を削り、「、振替日」を「振替日」に改め、「振り替えるものと」の次に「し、特別無担保方式にあっては振替日が前日発売舟券の発売日である場合、振替日が指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により振替日に振り替えることができない場合は振替日後の直近の指定金融機関の営業日に振り替えるものと」を加える。

第28条の2中「実施日」を「発売日」に改める。

第29条中「電話投票を行った日」を「発売日」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年3月22日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、同年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第6条の規定により指定端末方式又はウェブ方式による電話投票契約を締結している者（以下「継続加入者」という。）に係る加入者台帳に記載する事項（認証番号、暗証番号及び加入者識別用符号に限る。）については、平成24年12月26日までの間は、改正後の第12条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 継続加入者が舟券の購入の申込みにおいて送信する事項については、平成24年12月26日までの間は、改正後の第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 継続加入者が平成24年12月26日までの間に電話投票契約を解約し、再び電話投票契約を締結した場合、前2項の規定は適用しない。

北九州市公告第193号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
小型塵芥機械車のシャーシ 5台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年1月13日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
九州日野自動車株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区西港町93番地の1
- 5 契約金額
2,170万5,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号
に該当するため

北九州市公告第194号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
小型塵芥機械車の架装 5台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年1月13日
- 4 落札者の名称及び住所
極東開発工業株式会社 西日本営業部
福岡市博多区那珂一丁目17番9号
- 5 落札金額
1,615万9,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成23年12月5日
- 8 入札方式
最低価格による。

北九州市公告第195号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
A重油 3万4,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年1月26日
- 4 落札者の名称及び住所
昭栄石油株式会社 北九州支店
北九州市門司区港町7番8号
- 5 契約金額
1リットル当たりの金額 83円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成23年12月26日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第196号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油 3万7,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年1月26日
- 4 落札者の名称及び住所
林兼石油株式会社 北九州営業所
北九州市小倉北区浅野一丁目2番39-504号
- 5 契約金額
1リットル当たりの金額 70.9円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成23年12月26日
- 8 落札方式
最低価格による。